

(別紙)

随意契約理由書

件 名	6000形 合成制輪子購入	
契 約 の 相 手 方	栃木日信株式会社	
根 拠 法 令	地方公営企業法施行令第21条の13第1項第2号に該当	
随 意 契 約 の 理 由		
車両の空気制動装置は合成制輪子をユニットブレーキの出力で車輪踏面に押し付けて、車両を減速・停止・停止の維持を行っており、合成制輪子は車両の安全を確保するうえで重要な部品である。 合成制輪子は使用する速度域や気温、降雨等の気象の変化にも摩擦係数等の特性の変化が小さいと共に、車輪踏面を適度に粗すことで車輪とレール間の粘着力を維持しつつ、車輪に偏摩耗等を生じさせないなど、車輪への攻撃性が低いことが必要である。 また、同一車両、台車で特性の異なる合成制輪子を使用すると車両の挙動に影響が出る可能性があることから同一の特性をもつ合成制輪子を使用する必要があるが、合成制輪子の特性を決める配合や製造工程は一般に公開されておらず、同一特性を持つ製品を他社で製造することは不可能である。 6000形車両で長期試験を行った結果、上記の条件を満足させる製品を製造できるのは上記業者のみである。		
担 当 部 署 (問 合 せ 先)	交通局高速鉄道部地下鉄車両課車両係	(電話番号 791-6582)